

療育手帳判定基準

	18歳未満	18歳以上
重度 A	<p>重度障害児支援加算費について(平成24年8月20日障発0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)2(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度の者。</p> <p>若しくは、知能の障がいの程度が中度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が36以上50以下に該当)であって、社会生活上又は行動・医療保健面において、かなりの介助・介護を要する者。</p> <p>(注)上記(2)の解釈に当たっては、身体障がいの程度は、身体障害福祉法に基づく障がい等級が1級、2級又は3級に該当するものとする。</p>	<p>重度知的障害者収容棟の設備及び運営について(昭和43年7月3日児発第422号・児童家庭局通知)1(1)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度の者。</p> <p>(注)上記通知の解釈に当たっては、標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者の身体障がいの程度は身体障害者福祉法に基づく障がい等級が1級、2級又は3級に該当するものとする。</p>
中度 B1	<p>知能の障がいの程度が中度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が36以上50以下に該当)であって、社会生活上又は行動・医療保健面であまり介助・介護を要しない者。</p> <p>若しくは、知能の障がいの程度が軽度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が概ね51以上75以下に該当)であって、社会生活上又は行動・医療保健面において、かなりの介助・介護を要する者。</p>	<p>知能の障がいの程度が中度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が36以上50以下に該当)であって、社会生活を営む能力の障がい程度が中度又は重度であって、行動・医療保健面等において、あまり介助・介護を要しない者。</p> <p>若しくは、知能の障がいの程度が軽度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が51以上75以下に該当)であって、かつ社会生活を営む能力の障がい程度が中度又は重度であって、行動・医療保健面等において相応の介助・介護を要する者。</p>
軽度 B2	<p>知能の障がいの程度が軽度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が概ね51以上75以下に該当)であって、社会生活上及び行動・医療保健面において、あまり介助・介護を要しない者。</p>	<p>知能の障がいの程度が軽度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が51以上75以下に該当)であって、かつ社会生活を営む能力の障がい程度が軽度又は中度であって、行動・医療保健面等において、あまり介助・介護を要しない者。</p> <p>若しくは、知能の障がいの程度が中度(標準化された知能検査又は発達検査で測定された指数が36以上50以下に該当)であって、かつ社会生活を営む能力の障がい程度が軽度であって、行動・医療保健面において、あまり介助・介護を要しない者。</p>